# 令和7年度 富田林市 「子ども食堂補助金」

## 実施団体募集要項

## 目次

1.子ども食堂補助金について	1
2.補助対象となる団体について	1
3.補助対象となる事業について	1
4.補助対象となる経費について	2
5.補助額について	3
6.補助金の手続きの流れについて	5
7.申請手続きと提出先について	5
8.補助団体の審査や交付の決定について	7
9.補助金の交付と精算について	7
10.事業実施にあたっての留意点について	9
11. (参考1) 有効な領収書例	10
12 (参考2) 運営経費の計算方法について	11



子ども食堂を始めてみませんか?

#### 富田林市 こども未来部 こども政策課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

TEL: 0721-25-1000(内線 291)

FAX: 0721-24-8976

#### 1. 子ども食堂補助金について

今日、様々な家庭背景から、子どもがひとりで食事をする「孤食」が増えています。こうした子どもたちへ食事の提供を通じて、地域での子どもの居場所づくりや支援が必要な子どもを行政機関等につなげることを目的に「子ども食堂」を実施している団体があります。

本市では、このような子ども食堂を実施する団体を支援するため、平成 29 年度 に富田林市「子ども食堂補助金」を創設しました。本補助金は、子ども食堂の開設 経費や運営経費の一部を補助するものです。

この補助金等の取り組みを通じて、身近な地域の居場所として全小学校区に子ど も食堂が開設されていることをめざします。

これまで、様々な団体が本補助金を活用し創意工夫しながら「食の提供を通じた子どもの居場所づくり」に取り組んできましたが、本市「補助金等の適正化に関する指針(ガイドライン)」(令和6年2月)や、令和6年9月の定期監査及び決算審査における指摘などをふまえ、令和7年度に「子ども食堂補助金」の制度内容を見直しました。

※「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をさします。

#### 2. 補助対象となる団体について

- ① 1年以上継続して運営する意志や能力を有すると認められること。 ※新規開設の場合、正式開設までに試し開設を行い、10人以上の参加者があったことを条件としま
- す。(うち半数は子どもが参加するよう努めてください。)<br/>② 富田林市内に活動拠点を有し、地域活動や子どもの支援を行う団体であること。
- ③ 富田林市暴力団排除条例に規定する暴力団等にかかわりのない団体であること。

## 3. 補助対象となる事業について

- ① 政治的宗教的活動を行うことを目的としないこと。
- ② 子どもの特性等(地域、学齢、家族構成など)による限定をしないこと。
- ③ 営利を目的としないこと。
- ④ 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- ⑤ 会食形式による手作りの食事の提供を行うとともに、学習支援、文化活動、相談支援など交流の場の提供を行うなど居場所づくりに取り組むこと。
- ⑥ 富田林市内で実施すること。
- ⑦ 年間を通じて計画的に運営するとともに、原則月1回以上実施し、1回あたりおおむね10食以上とすること。(補助対象は年間48回まで。)
  - ※夏休みなどに、集中して実施することも可能です。
- ⑧ 下記(1)、(2)の目的を踏まえ、参加者名簿を作成し、毎回参加者を記録すること。
  - (1)補助金額決定の際、提供食数の正確な把握のため。
  - (2)緊急時(災害、怪我等)の際、本人把握や連絡体制等確保のため。

※参加者名簿は名前、子ども・大人の区分、電話番号・住所・校区など緊急時に連絡可能な情報を記載してください。(別添「O3\_参加者名簿(ひな形)」参照) 名前等の記載が難しい場合は配慮してください。

参加者名簿とは別に、緊急時に連絡可能な情報の記載等がある登録名簿を作成している場合は、参加者名簿の必要項目は名前、子ども・大人の区分のみとなります。

- ⑤ 気になる子どもについては、行政機関につなぐなどの対応を行うこと。
- ⑩ 食品衛生責任者(資格保持者または講習受講者)を置き、食の安全及び安心に努めること。
- ① 傷害・生産物損害賠償保険の両方に加入し、子どもや従事者の安全確保に努めること。

※大阪府社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入するか、それと同等の保険 に加入してください。

- ② 子どもたちの安全や、個人情報の保持と管理に努めること。
- ③ 参加料は子ども 100 円、大人 300 円を目安に、食材費に相当する額程度の定額とすること。

## 4. 補助対象となる経費について

区分	項目	主な内容
	食材費	食材等の購入費
	消耗品費	食器・洗剤・日用品、学習用品、絵本等
	謝礼金	ボランティアへの謝礼金(※外部から招へいした時のみ)
	使用料•賃借料	施設の使用料や賃借料・リース料など
<b>海</b>	光熱水費	使用施設の光熱水費
運営経費	保険料	傷害保険や損害賠償保険の加入料
	印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷製本料
	通信運搬費	連絡に関する郵送料等
	修繕費	備品や実施施設の修繕費
	講習会受講料	食品衛生責任者養成講習会の受講料
居場所づくり	居場所づくり活	食事以外に学習支援や遊び等居場所づくり活動に関
活動経費※	動費	わる経費(ボランティア謝礼金、同活動に必要な経費)
- □	備品購入費	冷蔵庫・トレイなど事業実施にあたっての備品購入費
設備等経費	施設改修費	実施にあたっての施設等の改修費その他
追加設備等	追加設備費	補助開始から 5 年以上経過した団体に上記設備等経
経費※	但则或哺具	費を補助(1回限り)

※令和7年度新設

## 5. 補助額について

補助額は、「4.補助対象となる経費」のうち、以下(1)から(4)のとおりに区分し、それぞれの補助限度額を上限として交付します。

#### (1)運営経費

開催区分と提供人数区分(1回あたりの平均人数)により、補助額の上限額を決定します。年間の補助上限額は以下の表のとおりです。

ただし、事業に要する支出額から事業にかかる収入額(参加料や寄付等)を控除 した額である「実支出額」が下表の補助上限額よりも低い場合は、実支出額を補助 額とします。

単位・円

補助上限額		開催区分		
		A (月1回開催)	B (月2回開催)	C (月4回開催)
		(通年開催数:12~17回)	(通年開催数: 18~41 回)	(通年開催数:42~48回)
	10~20	50,000	100,000	200,000
	21~30	75,000	150,000	300,000
	31~40	100,000	200,000	400,000
1914 1 ※1074	41~50	125,000	250,000	500,000
提供人数区分 (1回あたりの	51~60	150,000	300,000	600,000
平均人数)	61~70	175,000	350,000	700,000
平均八数/	71~80	200,000	400,000	800,000
	81~90	225,000	450,000	900,000
	91~100	250,000	500,000	1,000,000
	101 以上	275,000	550,000	1,000,000

- 通年の開催数が 12 回に満たない場合は、補助額を回数に応じて按分します。
- ・補助額は「補助金申請書類」、「2.事業計画書」の「開催数」欄の「開催予定数」 と 1 回あたりの「食事提供人数」を入力すると自動的に計算されます。(詳しい計算方法は P.11 に掲載しています。)
- 提供人数は子どもの支援につながるような居場所づくり活動を想定して、適 正な人数の設定をしてください。年度途中の変更申請はできません。
- 提供人数は参加費を徴収した人数とします。
- 月あたりの最大開催数は 4 回、年間の最大開催数は 48 回が補助上限となります。

(夏休みなどに、集中して実施することも可能です。その場合は事前に相談して ください。)

#### (2) 居場所づくり活動経費 ※令和7年度新設

居場所づくり活動を実施する団体に、1回開催あたり 2,000円(月の上限 8,000円)の補助を加算します。

開催数(月あたり)		
1	2	4
2,000	4,000	8,000

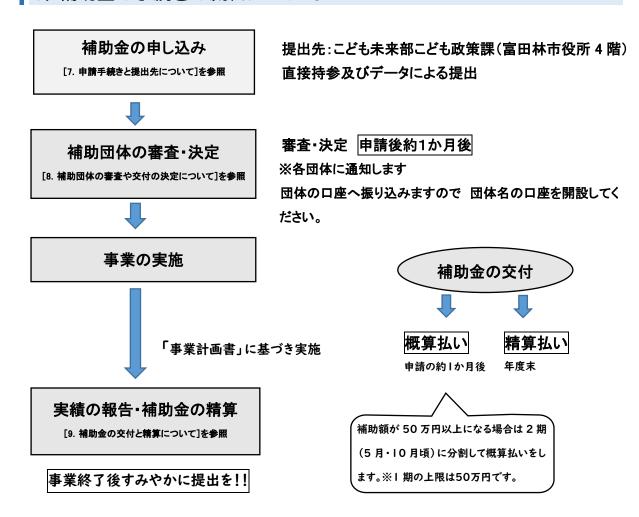
#### (3)設備等経費

新規開設した実施団体に、初年度の1回限り、20万円を上限として、設備等経費の実支出額を補助します。

## (4) 追加設備等経費 ※令和7年度新設

補助開始から5年以上経過した実施団体に1回限り、5万円を上限として、実支出額を補助します。

#### 6. 補助金の手続きの流れについて



## 7. 申請手続きと提出先について

#### 補助金の申請手続き

申請書類は、こども未来部こども政策課の窓口等で配布するほか、市ウェブサイトからのダウンロードが可能です。なお、昨年度申請された団体も、毎年の申請が必要です。

#### 申請期間

申請期間は4月から9月末まで

- 子ども食堂が開設されていない校区の新規申請は、随時申請を受け付けます。
- ・ 追加設備等経費の申請期間は、4月から翌年の3月末までです。

#### 提出書類

下記の「補助金申請書類一覧」の書類を提出してください。

#### 「補助金申請書類一覧」(各1部)

補助金	提出書類
	1. 補助金等交付申請書(様式第1号)
	2. 事業実施計画書(様式第1号)
	3. 団体等概要書(様式第2号)
共通	4. 収支予算書(様式第2号の2)
(必須)	5. 支出の部の内訳(様式第2号の3)
	6. 食品衛生責任者の証明書(写し)
	7. 団体規約
	8. 傷害保険・生産物損害賠償保険等証明書(写し)※
居場所づくり	   9. 居場所づくり活動計画書
活動経費 (申請団体のみ)	(別添「O4①_居場所づくり活動計画書」)
設備等経費	
(新規開設団体のみ)	10. 設備等経費の見積書・カタログ等のコピー
追加設備等経費	11. 追加設備等経費の購入希望明細
(5年以上経過した実	(別添「O5_追加設備等経費の購入希望明細」)
施団体のみ)	12. 設備など経費の見積書・カタログ等の写し

- ※提出書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ※保険は傷害と生産物賠償の両方の補償があるものに加入し、写しを申請時に提出してください。申請時に提出できない場合は、加入する旨の確認書(別添「O6\_保険加入についての確認書」)を提出してください。月ごとに加入する保険は補助金申請時に最初の証明書の写しを提出し、それ以降の証明書は実績報告時にまとめて提出してください。

#### 提出先

こども未来部こども政策課(富田林市役所 4 階) 0721-25-1000(内線 291) 提出にあたっては、直接申請書等を持参ください。その際、内容についてお聞きする ことがありますので、概要を把握している方にお越しいただきますようお願いいたし ます。(郵送不可、メールによるデータ提出もお願いします。)

## 8. 補助団体の審査や交付の決定について

提出された申請書類等により、下記の審査項目を基本に審査を行い、補助団体を 決定します。

#### 【審査の項目】

① 事業の目的 ② 取り組み内容 ③ 予算の妥当性 ④ 継続性 ⑤ 地域性 等 【補助団体数】

上記審査項目に基づき、審査し予算の範囲内で決定します。

#### 9. 補助金の交付と精算について

#### 補助金の交付

補助金については、申請書に基づき、概算払い(あらかじめ補助金の一部を先に 交付し、年度末に精算する方法)が可能です。ただし、補助額が50万円以上になる場合は2期(5月・10月頃を予定)に分割して概算払いをします。また、事業 終了後の年度末に一括して精算払いすることも可能です。

- I 概算払い(申請の約1か月後)
- Ⅱ 精算払い(実績に基づき年度末に支払い)
- ※どちらかをお選びください。

概算払いを希望するとき	請求書(様式あり)

※交付決定後、提出してください。

#### 事業の中止・廃止

事業を中止や廃止する場合は、速やかに「事業中止・廃止申請書」をこども政策 課へ提出してください。

#### 交付の取り消し

以下に示す項目に一つでも該当する場合は、補助金の交付を取り消し、すでに交付した額の全部または一部を返還いただきます。

- ① 補助金の交付決定の内容やこれに付した条件に違反したとき。
- ② 補助金を本事業の使途以外に使用したとき。
- ③ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- 4 事業実績が確認できないとき。
- ⑤ 暴力団等であることが確認されたとき。

※なお、事業遂行について、報告書を求めることがありますので了承願います。

#### 補助金の精算

事業の終了後、すみやかに下記の「実績報告等書類一覧」を提出してください。 補助限度額と実支出額を比較して、低い方が補助額となります。概算払いで実支出 額が補助限度額よりも低い場合は、すでに支払い済みの概算払い額との差額分を 返還していただきます。年間の実績提供人数が申請時の提供人数区分より下回った 場合、下方の区分の補助額とします。

#### 「実績報告等書類一覧」(各1部)

補助金	提出書類
共通(必須)	1. 事業実績報告書(様式第6号)
	2. 事業の実績書(様式第5号)
	3. 収支決算書(様式第6号の3)
	4. 支出の部の内訳(様式第6号の4)
	5. 出納データベース
	6. 開催実績詳細
	7. 開催ごとの参加者名簿の写し
	8. 1 年間の保険の加入実績のわかるもの
	(領収書、証明書の写しなど)
	9.2万円以上の領収書
	※飲食店等はすべての領収書の提出が必要
居場所づくり活動経	10.居場所づくり活動報告書
費	10. 治域が2くり治動報告書    (別添「O4-② 居場所づくり活動報告書 )
(申請団体のみ)	
設備等経費	11. 設備等経費の領収書
(新規開設団体のみ)	※2万円未満の領収書も必ずつけてください。
追加設備等経費	4.0 冷加热供签级弗办签则事
(5年以上経過した	12. 追加設備等経費の領収書
実施団体のみ)	※2万円未満の領収書も必ずつけてください。

#### 【留意事項】

- ・開催ごとの参加者名簿は写しを提出し、3年間保管してください。
- 提供人数は参加費を払って参加者名簿に記載されている参加者数とします。
- ・実績報告において運営経費の1件あたり2万円未満の領収書の提出は不要とします。 ただし、飲食店等が子ども食堂を実施する場合はすべての領収書が必要です。
- 領収書は購入明細が正式にわかるもののみ有効とします。(P10 領収書例参照)
- ・補助事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書、関係書類は3年間保管してください。市職員が必要に応じて関係書類の確認をします。

#### 10. 事業実施にあたっての留意点について

- ① 原則、調理を行うこと。
- ② 保健所の指導事項を遵守し、食中毒に注意して食品を取り扱うこと。
- ③ 食物アレルギーの子どもが誤食することがないよう十分配慮すること。
- ④ 食事提供のほか、学習支援等居場所づくりの取り組みを行い、地域でのつながりを生み出すような取り組みにしていくこと。
  - ※居場所づくりの内容については、各団体の創意工夫により実施してください。

例えば、「学習支援」として、大学生や地域ボランティアによる、宿題や学習の支援を行ったり、「工作や昔遊び教室」として、高齢者等とのふれあう場を企画したり、「お楽しみ会」として、人形劇や紙芝居、本の読み聞かせを行ったりなど。

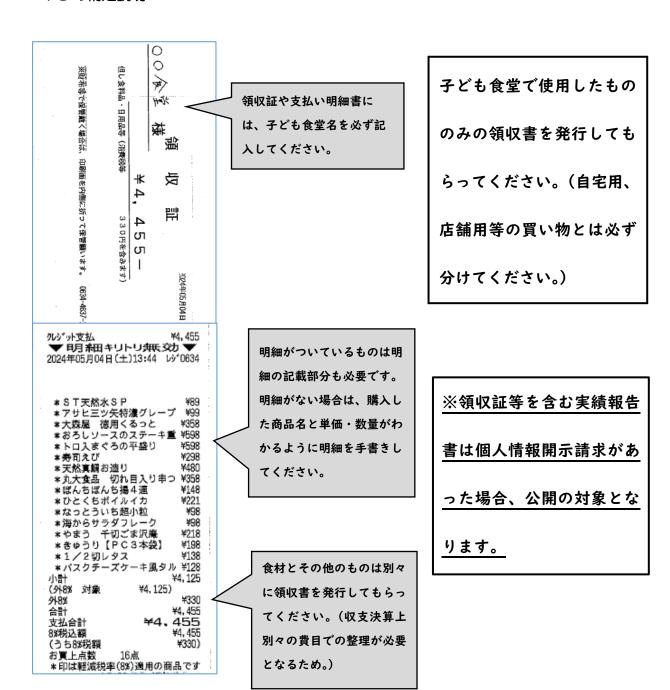
- ⑤ 個人のプライバシーには十分配慮すること。
- ⑥ 参加する子どもの行き帰りの安全確保に努めること。
- ⑦ 食材等については社会福祉協議会の食材分配や市のフードドライブ、大阪府の 食の支援事業、政府備蓄米の利用等を活用し、経費を抑えることができます。ま た、地元の農家との連携やフードバンクの活動等ネットワークを広げることで、 地域でのつながりを構築することもできます。
- ⑧ 市の「令和5年度事業に係る定期監査及び決算審査(R6年9月)」において、 主に下記の4点が指摘されたため、十分に留意すること。
  - · 補助金算定基準の「総食数」を適正に算出すること(開催日ごとの参加者人数を確認で きるもの(参加者名簿)の作成及び提出)
  - ・ 飲食店等が運営する子ども食堂については、特に食材等経費を適正に管理すること(通 常の店舗運営とは切り分けて領収書等を適正管理)
  - · 各食堂における傷害保険、生産物損害賠償保険等の加入を徹底すること
  - ・ 市の補助金に限らず企業等からの寄附活用などを積極的に検討すること

#### 子ども食堂における居場所づくり活動について

現在市内の子ども食堂では、それぞれの特色を生かし。居場所づくりの活動を行っています。令和5年度に市が子ども食堂参加者対象に行ったアンケートでは子どもたちが、子ども食堂に対して、人との関わりが得られ、悩みごとを相談したりできる場として認識していることがわかりました。また、令和5年度の「子どもの生活に関する実態調査」では、困窮度が高い子どもが子ども食堂を利用している率、ヤングケアラーと思われる子どもが子ども食堂を利用している。もしくは利用したいと思っている率が府に比べて高いことがわかります。(前者は 1.8 倍、後者は 1.4 倍)。厳しい状況に置かれている子どもが、子ども食堂の活動に期待し、参加しているといえます。今後も市としては、2時間程度子どもがゆっくり過ごしたり、遊んだりすることで参加者同士やスタッフとつながる取り組みを奨励します。子ども食堂ネットワークとしても居場所づくり・子ども支援に関する研修等も、実施していきます。また、やむを得ず食事を持ち帰る場合も声掛けをしたり、支援や相談につながる案内をしたりする等それぞれの子ども食堂の特色を生かして、子どもに寄り添った居場所としての役割を果たすように働きかけます。

## 参照1 有効な領収書例

#### P8 の補足説明



## 参考2 運営経費の計算方法について

P3 の補足説明(補助額の算定について)

#### 【開催区分の留意事項】

- ① 4月から翌年3月まで開設した場合
- A…平均開催数・月1回(年間12~17回)開催する場合に適用する区分 基準回数は12回
- B…平均開催数・月2回(年間18~41回)開催する場合に適用する区分 基準回数は24回
- C…平均開催数 月 4 回(年間 42~48 回)開催する場合に適用する区分 基準回数は 48 回
- ② 年度途中から開催した場合

開始月から年度末までの月数で平均開催数を計算して、開催区分を決めます。

平均開催数の計算式:年間の開催数:開始月から年度末までの月数【小数点以下四捨五入】

例 8月からこども食堂を月2回開催し、年間開催数が15回の場合、 15回÷8月=1.8回 四捨五入により2回のため、B(月2回)の開催区分となります。

#### 【提供人数の留意事項】

• 提供人数は年間の合計提供人数を、年間の開催数で割って計算します。

提供人数の計算式:年間の合計提供人数:年間の開催数 【小数点以下四捨五入】

- 例 年間の合計提供人数が 230 人、年間の開催数が 12 回の場合、230÷12=19.16 人 小数点以下切り捨てにより、19 人のため、10~20 人の提供人数となります。
- 提供人数は子どもの支援につながるような居場所づくり活動を想定して、適正な人数 の設定をしてください。年度途中の変更申請はできません。
- 提供人数は参加費を徴収した人数とします。

#### 【補助上限額の留意事項】

- ・月あたりの最大開催数は4回、年間の最大開催数は48回が上限となります。 (夏休みなどに、集中して実施することも可能です。その場合は事前に相談してください。)
- 年間の開催数が開催区分に応じた基準回数より少ない場合、年間の開催数に応じて補助上限額を按分します。

按分の計算式:年間の開催数÷基準回数×補助上限額【100円未満切り捨て】

例 4月から開始し、提供人数が10~20人で年間11回開催した場合、 11/12×50,000=45,833円 100円未満切り捨てのため補助上限額は45,800円 となります。